

ワーキンググループについて

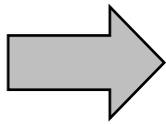
○ワーキンググループとは？

寒川町地域自立支援協議会設置要領抜粋

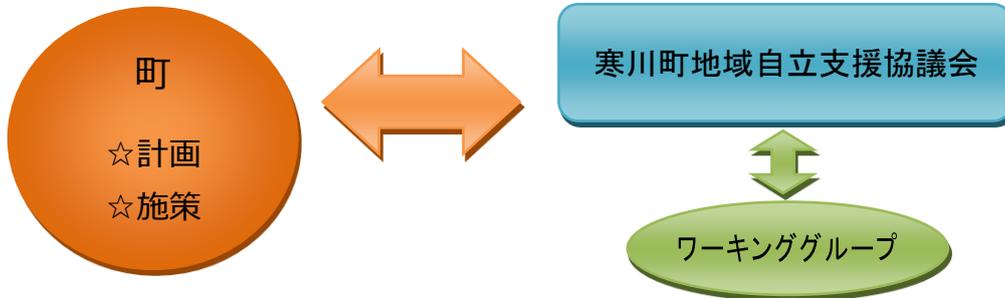
(ワーキンググループ)

第8条 協議会の所掌事務について必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの構成員及びワーキング内容は、会議において決定する。



自立支援協議会の中で出た地域の課題等について、解決に向けた協議や、対策の検討をするためのグループのことです。
メンバーは、協議会により選任されたメンバーで構成します。



○これまでのワーキンググループ

名称

児童期支援ネットワークワーキンググループ

テーマ

児童期における支援ネットワークの構築について

設置の経緯

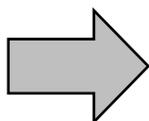
- ① 令和4年度に自立支援協議会主催で「児童期における関係機関のネットワークに関するアンケート調査」を実施
- ② アンケート調査の中で、福祉・子育て支援機関からの連携強化の要望が強かったことを受け、児童期(12歳以下)における支援ネットワークを検討していくために設置

協議等の経過

主に「グレーゾーン」といわれる児童について、課題や対応を協議。

情報共有や連携強化を目的とした支援ツールとして「引継ぎシート」を作成。

→「引継ぎシート」は令和6年4月～運用を開始。



令和6年7月の会議をもって終了。

今後のワーキングは児童期だけでなく、より幅広い年齢層を対象とした相談支援体制の構築を目指すことを確認している。
(障がい福祉計画 P59にも記載あり)

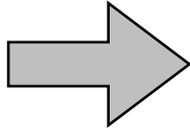
○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」

※略して「にも包括」と呼ばれる

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは

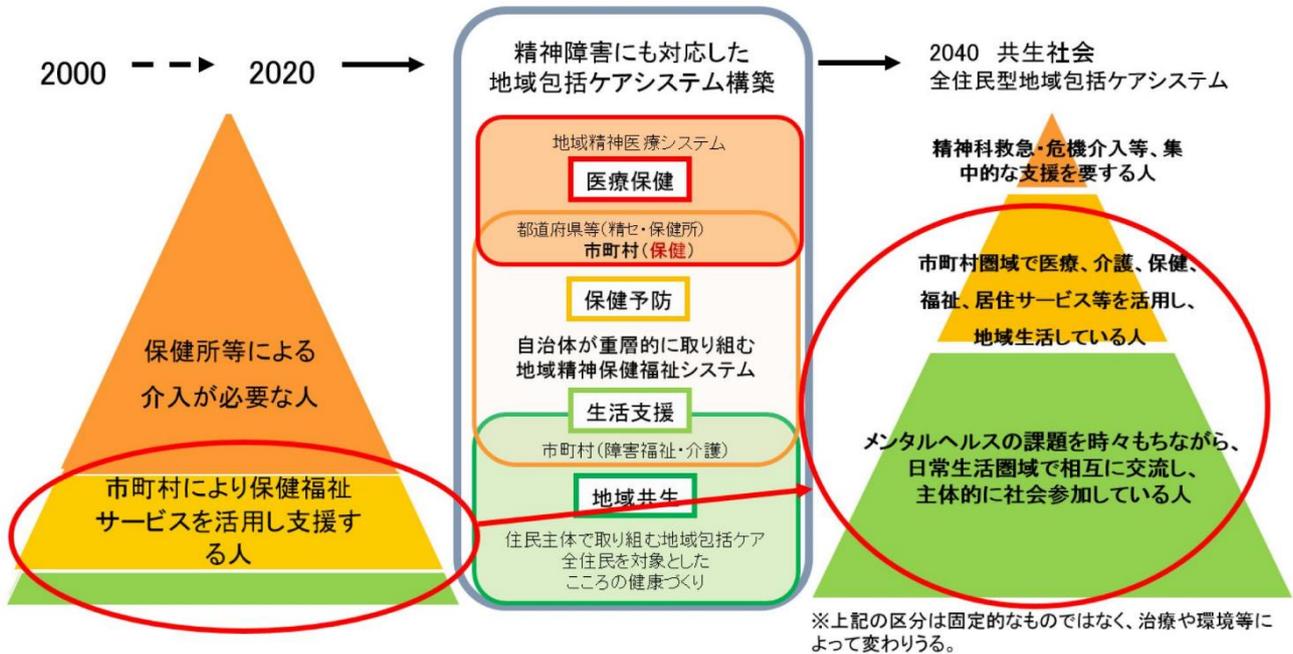
精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保されたシステムのこと。

「地域共生社会」の実現を目的としている



制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を
超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持つてつながることで、
助け合いながら暮らしていくことのできるコミュニティ

全住民のメンタルヘルスリテラシーの向上による地域共生社会の実現

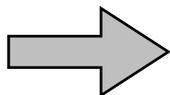


地域共生社会の構築・生活支援・保健予防により、危機介入等を減少

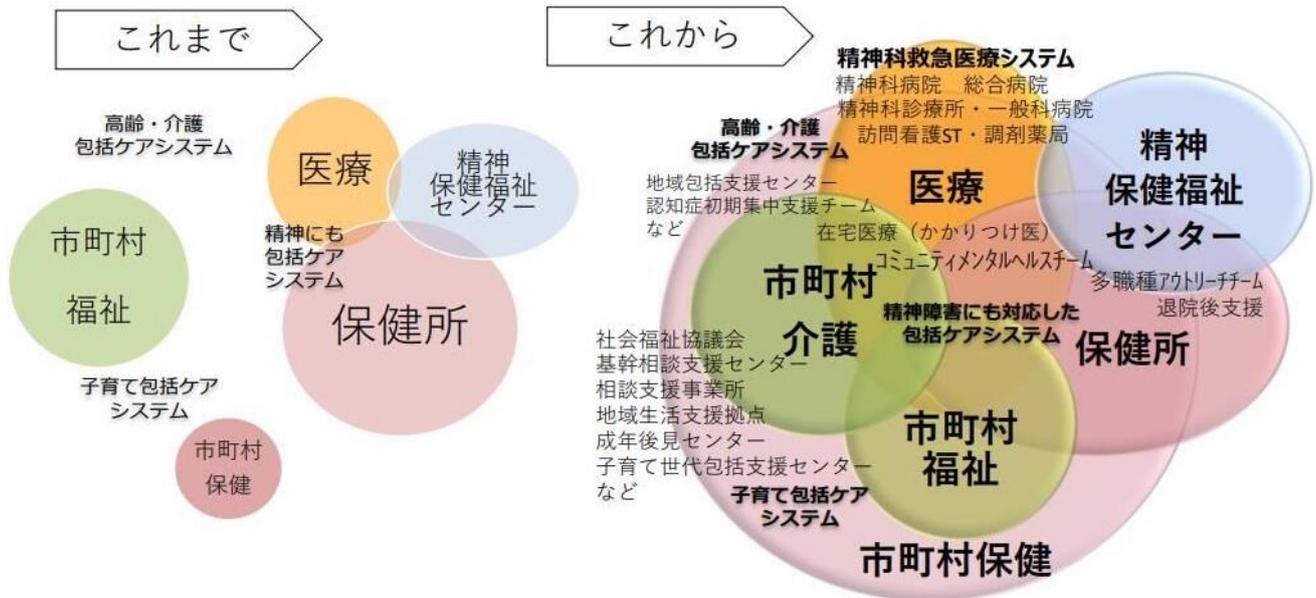
出典：平成28年～30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者政策総合研究事業「精神障害者の地域生活支援を推進する政策研究」(研究代表者：藤井千代)分担研究「自治体による効果的な地域精神保健医療福祉体制構築に関する研究」(分担研究者：野口正行)

現状

住民がメンタルヘルスに関する課題を抱えていても、適切な支援につながらない事も多く、何かのきっかけで緊急的な介入が必要となるようなケースが少なくない。

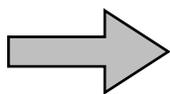


必要に応じた生活支援や医療の導入など、早期の対応を行う事ができれば、問題の深刻化・複雑化を防げる可能性が高くなる。



現状

障害者総合支援法に基づく支援、自殺対策、生活困窮者自立支援、介護保険、医療などで、それぞれメンタルヘルスに関する取り組みや支援が行われている。

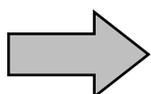


これまで、それぞれの分野で取り組んできた様々な支援を、連携して分担しながら進められるように、体制を構築する

これからの医療・保健・福祉領域における重層的支援体制構築の視点		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築	重層的支援	福祉領域における重層的支援体制整備
<ul style="list-style-type: none"> 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る検討会報告書【市町村主体、重層的連携の構築】 	根拠法等	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法 生活困窮、子育て、障害、介護 <p>【課題】 事例の多くは、メンタル課題が顕在化しているが「精神保健」領域は含まれていない</p>
地域精神保健システムの再構築による保健予防の取組強化 福祉総合相談体制整備との統合化	主たる目的	包括的な支援体制の整備
市町村（保健部局）主体 都道府県等や医療と協働	実施主体	市町村（福祉部局）主体
<p>●地域精神医療保健システム構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県圏域と自治体間の縦串による重層的支援体制 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県圏域、障害保健福祉圏域 →主に精神科医療体制の整備 市町村圏域、日常生活圏域 →早期発見・介入による重症化予防 <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルスリテラシー向上にむけた取組 多機関多職種による重層的連携の強化など 生活支援・地域福祉システムの強化 自治体内及び庁内の横串連携 <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の生活支援 アウトリーチ 多機関協働 	<p>精神保健アプローチ</p> <p>特徴及び機能等</p>	<p>●顕在化しているニーズ</p> <p>児童・思春期保健、不登校・ひきこもり、アディクション、家族機能不全、DV、自殺未遂者・自死遺族支援など</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村圏域における体制整備 自治体内及び庁内の横串連携 <ul style="list-style-type: none"> 包括的相談（伴走支援、アウトリーチ、多機関協働） 参加支援 地域づくり

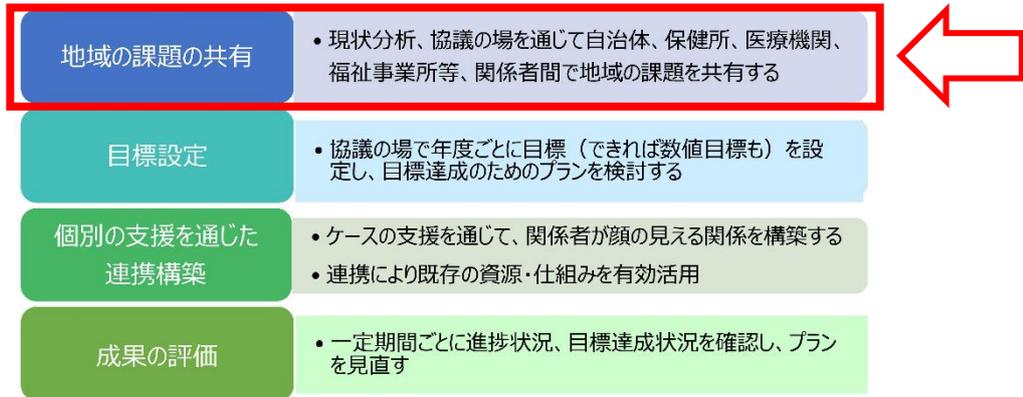
令和3年度厚生労働行政推進調査事業補助金障害者政策総合研究事業
地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究（研究代表者：藤井千代）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する研究（研究協力：山本 賢）

「地域共生社会」については、「重層的支援体制整備」も開始されている。対象者ごとに制度を設けて支援を行うという、従来の福祉制度では対応が困難な様々なニーズを抱える人々に対して、地域で支援体制を構築する。

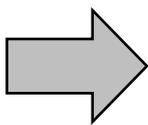


詳細な制度の上では調整が必要な項目も多く、今後の検討も必要。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築プロセス



<構築プロセス例>



「地域自立支援協議会」において、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（障がい分野）」について、協議を進める。
（障がい福祉計画 P53にも記載あり）
プロセスのとおり、地域の課題の確認から開始する。

【出典】

厚生労働省「令和4年5月 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の手引き（普及版）」

厚生労働省「令和4年3月 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の手引き（詳細版）」

厚生労働省 HP「重層的支援体制整備事業について（URL: <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyoku/>）」

○令和6年度ワーキンググループ設置案

名称

地域生活支援に関するワーキング(仮)

テーマ

- ① 前回ワーキンググループから範囲を広げ、地域生活を支援するための相談支援体制について(障がい福祉計画 P59など)
- ② 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築について(障がい福祉計画 P53など)

※①②共に、まずは地域での課題を確認する。

令和6年度における開催時期・回数



※次年度以降は年2回程度の開催を予定

委員構成案

委員数は10名前後を想定

- ・当事者家族等
- ・事業所職員等
- ・社会福祉協議会職員
- ・民生委員、自治会長等
- ・相談支援事業所相談員
- ・医療機関関係者
- ・茅ヶ崎市保健所職員
- ・事務局(福祉課障がい福祉担当、さむかわ基幹相談支援センター)

設置までの流れ

ワーキンググループの委員選出について

参加を希望される自立支援協議会委員の方の他、事務局より事業所等に声掛けを行い、運営会議にて委員の選出を行いたいと考えています。

第4回地域自立支援協議会について

ワーキンググループを12月に開催することに伴い、その準備などを行うため、11月13日(水)に開催を予定していた第4回地域自立支援協議会は、中止とさせていただきます。